

## 国際日本文化研究センター特定研究員受入要項

令和3(2021)年12月16日 制 定

令和4(2022)年 3月15日 最終改正

### (趣旨)

第1 この要項は、人間文化研究機構外来研究員規程(平成16年11月15日制定)第2条第8号に規定するその他各機関において定める研究員及び研究者のうち、科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)の研究代表者として雇用期間満了日の翌日以降に科研費の研究期間の開始又は継続が内定しており、新たに又は引き続き国際日本文化研究センター(以下「センター」という。)で研究を遂行する必要がある者(以下「特定研究員」という。)の受入れに関し、必要な事項を定める。

### (受入資格)

第2 特定研究員として受入れることのできる者は、次の全ての各号に該当する者とする。

- (1) 特任研究員、機関研究員又はプロジェクト研究員が雇用期間中に応募した科研費が採択され、雇用期間満了日の翌日以降に研究代表者として科研費の研究期間を開始又は継続することが内定しており、新たに又は引き続きセンターで研究を行い、研究を遂行する必要がある者
- (2) 常勤の職に就いていない者
- (3) 他の制度による、科研費応募資格を有する研究員等に該当しない者
- (4) センターの研究・事業関連の諸行事に協力できる者

### (申請)

第3 特定研究員としての受入れを希望する者は、別記様式による申請書に科研費の交付内定通知書等、研究計画調書(以下「申請書等」という。)を添えて、雇用期間満了の2月前までに、所長に届け出なければならない。

### (受入承認)

第4 所長は前項の申請があった場合、研究協力委員会及びセンター会議の議を経て、センターの研究の進展に寄与すると認められる場合に限り、その受入れを承認するものとする。

### (受入期間)

第5 特定研究員の受入期間は受入開始日から科研費の内定している研究期間内とする。また、この科研費の研究期間延長が認められた場合には、当該研究期間内において受入期間延長を認めることができる。

### (給与)

第6 特定研究員は、無給とする。

### (研究室)

第7 特定研究員は、センターが指定する研究室を使用できるものとする。

(権利)

第8 特定研究員は、その受入期間を超える研究期間の課題について、研究代表者として科研費に応募する権利を有する。ただし、審査の結果これが採択された場合であっても、これによる特定研究員としての受入期間延長や受入再開は認めない。

2 センター内の施設、設備、文献資料等の利用について、特定研究員は、他の外来研究員に準ずる権利を有する。

(身分の喪失)

第9 特定研究員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その身分を喪失するものとする。

- (1) 常勤の職に就いた場合。
- (2) 他の制度により科研費応募資格を有する研究員等となった場合。
- (3) 受入期間中に特定研究員自らが受入れの終了を申し出た場合。
- (4) 科研費や他の競争的研究費等での不正使用、不正受給又は不正行為を行う等により、研究に従事することが適当でないと認められる場合。
- (5) センターの規則その他の遵守事項に違反したと認められる場合。
- (6) その他研究に従事することが適当でないと所長が認めた場合。

(報告書の提出)

第10 特定研究員は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を所長に提出しなければならない。

(その他)

第11 この要項に定めるもののほか、特定研究員の受入れに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4(2022)年 2月 1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4(2022)年 3月15日から施行する。

別記様式（第3関係）

令和 年 月 日

特定研究員受入申請書

国際日本文化研究センター所長 殿

申請者 氏 名

下記により、特定研究員として受け入れを許可くださるようお願いいたします。

記

センター在職時の職名	
センター在職期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受入希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受入教員名・職名（※）	印
科学研究費助成事業の種類	
研究課題名	
研究期間	令和 年度 ~ 令和 年度
交付（内定）金額	千円
研究期間中の居所	〒 電 話
備 考	

※受入教員の直筆により記載の場合は押印不要

添付書類：科研費の交付内定通知書等、研究計画調書